

兵庫県立須磨東高等学校 PTA 会則

施行日 /昭和 53 年 7 月 13 日 一部改正 /昭和 56 年 6 月 9 日 /昭和 58 年 5 月 24 日 /
昭和 60 年 10 月 28 日 /昭和 63 年 5 月 25 日 /平成 3 年 5 月 22 日 /平成 18 年 5 月 13 日
令和 3 年 6 月 2 日 /令和 5 年 12 月 22 日 /令和 6 年 5 月 22 日 /令和 6 年 12 月 18 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 兵庫県立須磨東高等学校（以下、「本校」という。）内に、本校生徒の家庭と本校との密接なる協力のもと、健全な生徒の育成と本校教育の振興に努めるとともに、本校生徒の保護者及び本校教職員相互の研修並びに親睦を図ることを目的とした組織を置く。

(名 称)

第 2 条 前条の組織は、兵庫県立須磨東高等学校 PTA（以下、「本会」という。）と称する。

(事 務 局)

第 3 条 本会の事務局は、本校内に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。ただし、本会の目的及び事業以外の政治的・宗教的・営利的な活動は行わない。

- (1) 本校との連絡を密にし、家庭教育・進路問題などに関する事業。
- (2) 教育環境に関する事業。
- (3) 本校生徒の福祉増進に関する事業。
- (4) 関係諸機関及び諸団体との連携促進に関する事業。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、学校に在籍する本校生徒の保護者とし本校の職員は特別会員とする。

第 6 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用・管理については「個人情報取扱規程」に定め適正に運用するものとする。

第 2 章 組 織

(役 員)

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|--------|-----|----------|-----|--------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 | (2) 副会長 | 若干名 | (3) 書記 | 若干名 |
| (4) 会計 | 2 名 | (5) 会計監査 | 2 名 | | |

(顧問)

第8条 本会に顧問を置き、会長が本校校長及び会長経験者若干名にこれを委嘱する。顧問は、会長の諮問に応え、また、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(理事)

第9条 本会に、理事を置く。

(役員等の選出)

第10条 役員、理事の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・会計監査は、選考委員が総会に推薦し、その承認を得る。
- (2) 書記及び会計は会長が委嘱する。

(選考委員)

第11条 選考委員は、役員・顧問・理事より若干名をもって充てる。

(任務)

第12条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 書記 本会に関係する諸会議の記録事務を処理する。
- (4) 会計 本会の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査 会計を監査し、会員に報告する。
- (6) 理事 本会の目的達成上必要な会務を処理する。

(任期)

第13条 役員、理事の任期は1年とする。ただし、会計監査を除き再任を妨げない。

第3章 会 議

(会議)

第14条 会議は、総会、役員会、理事会とし、会長が招集する。

(1) 総会

- ① 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- ② 臨時総会は、必要に応じて役員会の決議により開催する。ただし、会員の3分の1以上の要求があった場合は役員会の決議を要せず開催することができる。
- ③ 総会は、会員の過半数をもって成立し、決議は出席者の過半数により議決する。ただし、役員過半数の同意があるときは、書面もしくはこれに類する意思表示が可能な媒体による決議を行うことができ、この場合、意思表示をした会員の過半数により議決する。
- ④ 総会は、毎年1回以上開き、会務の報告、役員ならびに予算の承認、会則の変更及び役員会において総会に付議すべきとされた事項につき決議する。

- ⑤ 会長は、総会を開催することが困難であるなどの不測の事態が生じた場合、役員全員の同意があるときは、役員会の決議をもって総会にかえることができる。ただし、この場合その後開催される最初の総会において報告する。

(2) 役員会

- ① 役員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成する。
- ② 役員会は、この会則に別段の定めがある場合のほか、本会の目的を達成するために必要な事項について決議する。

(3) 理事会

- ① 理事会は、会計監査を除く役員および理事をもって構成する。
- ② 理事会は、事業の企画、運営について協議決定する。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 15 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費は、本校生徒の保護者 1 世帯を単位として、月額 500 円とする。
- (2) 会費は、毎年 4 月に当該年度分を納入する。
- (3) 特別の事情がある場合は理事会の承認を経て、会費の一部または全額を免除することができる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、会計年度初めより予算決定に至るまでの収支は会長の承認を経て執行するものとする。

附 則

- 1. 慶弔規定は、別に定める。
- 2. 本会則は、総会の決議によってのみ変更することができる。
- 3. 本会の組織は後掲する。
- 4. 「個人情報取扱規程」は別に定める。